介護予防・日常生活支援に係る
公民館、社会教育人材等との連携について

文部科学省　総合教育政策局　地域学習推進課

文部科学省

公民館の概要

1.事業の目的、内容

○　社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

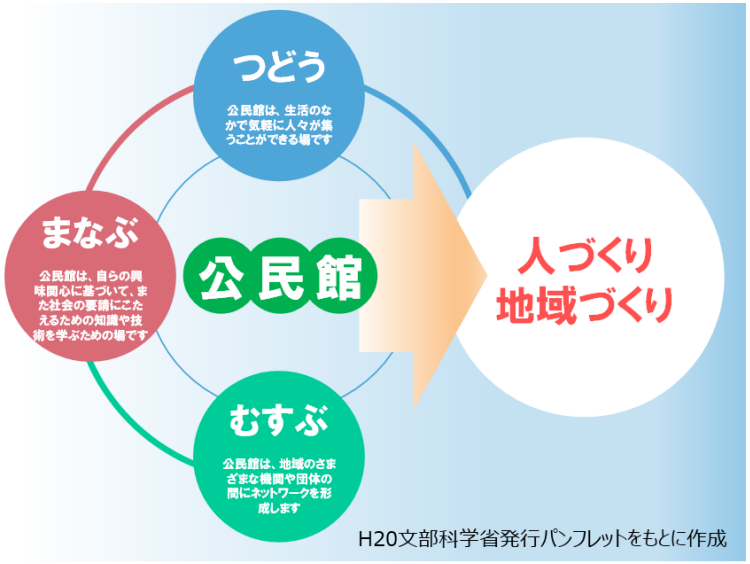

H20文部科学省発行パンフレットをもとに作成

2.設置及び運営主体

○　市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

○　全国 13,163館
（市(区)立 9,282館（81.7%）、町立 3,272館（79.4%）、村立 607館（72.1%）、法人立 2館）
（令和３年度「社会教育調査」（令和３年10月１日時点）、カッコ内は設置している自治体の割合）

4.公民館をめぐる直近の動き

○　第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、地域コミュニティづくりや子供の居場所など役割の明確化やデジタルデバイドの解消に向けた取組など公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置促進など社会教育人材の活躍機会の拡充について記載されている。

○　また、今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について（令和５年３月15日中央教育審議会総会（第135回））において、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設を推進し、公民館等の社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ると記載されている。

公民館（類似施設）の設置状況（推移）

【 公民館の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
公民館 計	**18,257**	**17,947**	**17,143**	**15,943**	**14,681**	**14,171**	**13,632**	**13,163**

【 公民館類似施設の数 】

市立	333	405	708	422	496	447	438	425
町立	414	407	291	167	187	187	182	180
村立等	59	60	40	34	35	36	29	30
類似施設 計	**806**	**872**	**1,039**	**623**	**718**	**670**	**649**	**635**

【 公民館及び公民館類似施設の合計数 】

合計	**19,063**	**18,819**	**18,182**	**16,566**	**15,399**	**14,841**	**14,281**	**13,798**

【 公民館を設置している市町村の割合 】

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
全市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	1,741
うち公民館設置市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	1,388
設置率	**91.7%**	**91.0%**	**89.1%**	**88.1%**	**86.1%**	**83.2%**	**81.6%**	**79.7%**

出典：社会教育調査より作成

公民館の職員数、運営体制（推移）

【 公民館職員の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
館長・分館長	17,683	17,588	16,486	15,371	14,092	13,389	12,594	12,185
公民館主事	18,484	18,099	17,127	15,090	13,988	12,954	12,011	11,448
その他職員	18,122	18,909	18,617	20,310	18,261	18,799	18,379	18,071
職員 計	**54,289**	**54,596**	**52,230**	**50,771**	**46,341**	**45,142**	**42,984**	**41,704**

【 公民館の運営体制 】

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
直営	18,257	17,947	16,569	14,723	13,520	13,019	12,384	11,857
指定管理	－	－	574	1,220	1,161	1,152	1,248	1,306
コンセッション等	－	－	－	－	－	－	－	－
指定管理等の割合			**3.3%**	**7.7%**	**7.9%**	**8.1%**	**9.2%**	**9.9%**

※平成17年度の指定管理には、管理受託者による運営を含む

出典：社会教育調査より作成

公民館等における学級・講座の開設状況（令和２年度間）

【 公民館 】

	教養の向上	趣味・けいこごと	体育・レクリエーション	家庭教育・家庭生活	職業知識・技術の向上	市民意識・社会連帯意識	指導者養成	その他	総計
公民館	13,091	70,071	45,707	**30,821**	1,280	14,743	1,182	51,041	227,936
類似施設	873	5,143	2,104	**2,023**	12	688	31	275	11,149
合計	13,964	75,214	47,811	**32,844**	1,292	15,431	1,213	51,316	239,085

【 家庭教育・家庭生活　内訳 】

	育児・保育・しつけ	暮らしの知恵・技術	読書・読み聞かせ	生活体験・異年齢交流	健康・生活習慣病予防・薬品	料理・食品・食生活	年中行事・冠婚葬祭	介護・看護	生活設計・ライフプラン	安全・災害対策	洋裁・和裁・編み物・着付け	園芸	その他
公民館	5,615	713	2,332	1,341	**4,384**	6,627	1,240	453	437	463	2,097	2,712	2,407
類似施設	251	21	146	53	**322**	452	40	4	28	4	144	98	460
合計	5,866	734	2,478	1,394	**4,706**	7,079	1,280	457	465	467	2,241	2,810	2,867

出典：社会教育調査より作成

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上

・市長のツイッターて何？
・マイナンバーカードってどう役立つの？

公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ

・オンラインで学習したい
・SNSなどで仲間と繋がりたい

公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう

公民館所属
〔社会教育士〕

・必要な情報にアクセスしたい
・地域の一員として参画したい

簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ

生涯学習推進員
（社会教育主事OB）

・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみましょう
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ

学生
〔社会教育士養成課程〕

生活　地域
学びと実践

社会教育人材ネットワーク

社会教育主事・社会教育士
（地域における学びと実践のコーディネーター）

地域の学びと実践プラットフォーム

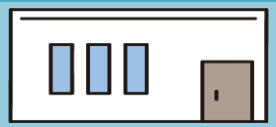

公民館等

○デジタルリテラシーの学習機会を保証
○仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
○デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
○公民館の運営自体も住民の参画の場に

地域づくりを支える社会教育の実現

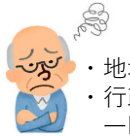

・地域を担う後継人材が育たない
・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう

地域づくり担当部局
〔社会教育士〕

防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ

町内会メンバー
〔社会教育士〕

地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう

企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

○　社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。

○　このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

○「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、ＮＰＯや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

○　また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）　（改正省令）公布日　平成30年2月28日　施行日　令和2年4月1日

第８条第３項	第１項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第３項	第１項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	3,438人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,088人
社会教育士称号付与数	**706人**	**1,750人**	**2,070人**	**4,526人**

社会教育の裾野の広がりと、社会教育人材が果たすべき役割

文部科学省

社会教育の裾野の広がり

○人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている。
○多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

○多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大
（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
○社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備

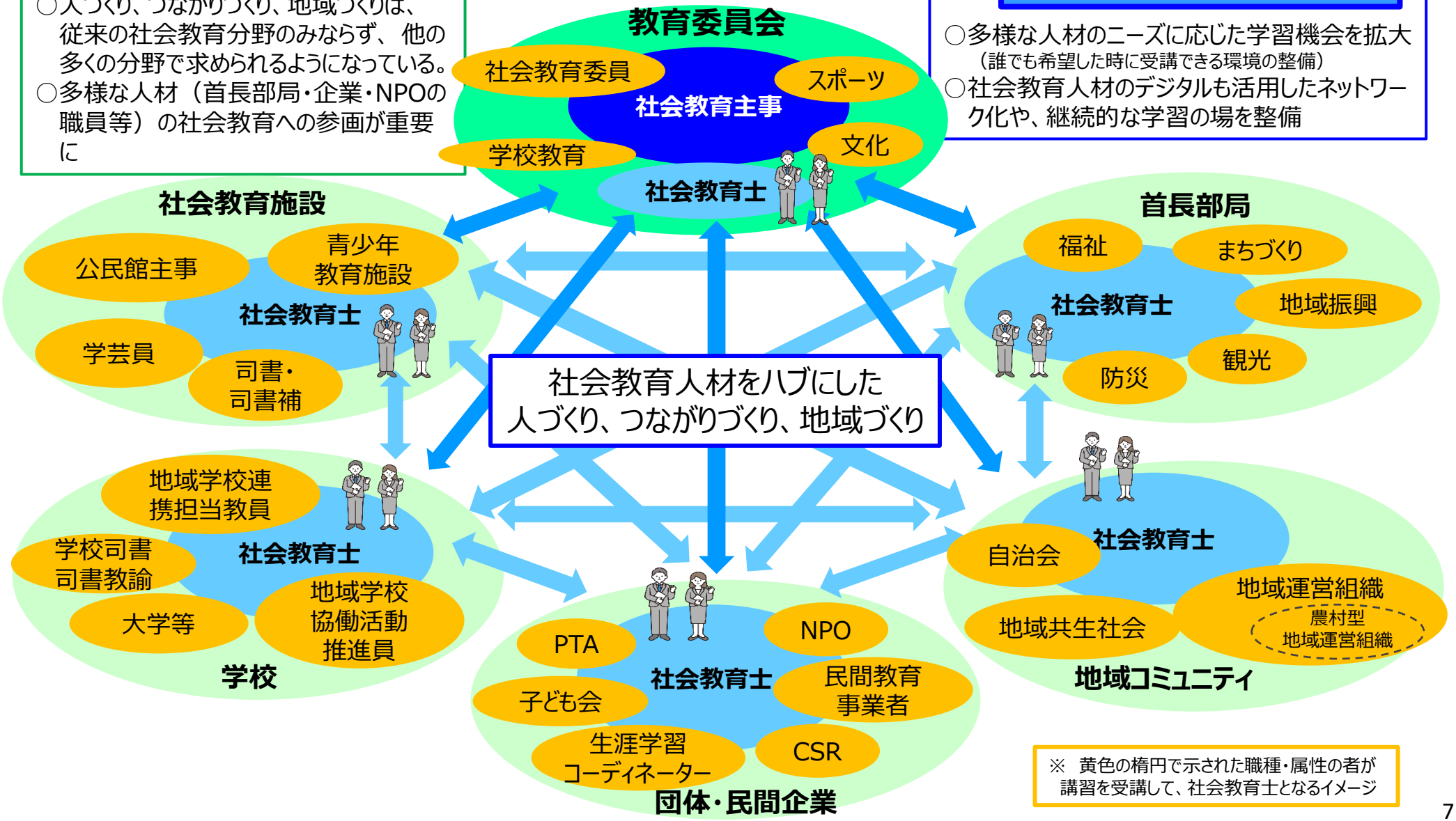

※　黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

公民館 × 社会教育士（大阪府貝塚市）

公民館（主事）の役割・業務

○ 地域住民の学習ニーズ等を踏まえた事業の企画・実施（講座の開設等）

○ 公民館を活用して地域住民・団体等が行う活動の企画運営上の相談対応

等

社会教育（士等）の視点

○ 公民館を地域住民の**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、公民館で実施する講座の参加者など**公民館利用者が、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域との関わりを促す**ことが必要

具体の取組・活動

○ 地域住民が参加してくれるのを待つのではなく、「出前講座」や「移動公民館」などの取組により**公民館が自ら出かけていくことで、地域との関わりを強化**

○ 公民館職員だけでなく、講座参加者など公民館の**利用者にも、学校や地域に出かけてもらう**ため、社会教育施設の**役割や意義を知ってもらう機会や実際の活動を共有**する場を設定

○ 地域の多くの**団体やボランティア活動をつなぎ、支え、学ぶ場面を作る**ことにより、他者や地域に目を向け活動を広げていく機会を創出

防災行政 × 社会教育士（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

○ 自治体の防災計画等の策定

○ 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

○ 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気付きを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的

○ 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

○ 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開するところまで促す**）

○ **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施

社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育 （島根県安来市）

農村RMO(※) の役割・業務

（※農村型地域運営組織）

○ 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

○ 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要**がある

○ **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材**が必要

○ そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

○ **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**

○ 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事が**オブザーバーとなり、**公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**

○ 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい**人のつながりと新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**

社会教育士特設サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html

公民館の取組事例（地域づくり・地域の課題解決）

文部科学省

新居浜市立泉川公民館（愛媛県）

地域の課題

泉川校区では地域の課題として、①地域福祉の充実、②環境美化の推進、③安全・安心の確立、④健康づくり、⑤子供の育ちを支える　等が顕在化

公民館の関わり

- ➤ **地域主導のまちづくり**を目指し「泉川まちづくり協議会」を設立
- ➤ **公民館職員が**事務局として**地域のコーディネート役**を担う

主な活動・取組

- ➤ 公民館を拠点として、地域住民の学習と実践を繋ぐことで、地域の人づくり、地域づくりにつながる取組を展開

【生涯学習部会】
○地域課題の解決に向けて学びたいテーマを持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を実施

【安全安心部会】
○地域と学校が一緒に安全マップを作成
○地域の見守りボランティアが学校遠足に参加
○消防団と連携した防災訓練の実施

【地域福祉部会・健康づくり部会】
○食生活改善のための親子健康料理教室
○健康増進のための「泉川健康体操」
○医療費削減を目指したウォーキング

学習と実践の循環

【子ども支援部会】
○地域学校協働活動への参加
○読み聞かせ活動の実施

【環境美化部会】
○地域の花いっぱい運動

まちづくり協議会

黒部市立若栗公民館（富山県）

地域の課題

若栗地区では、団塊世代の高齢化率が高くなり、一人暮らし高齢者が増加している。また、公民館の利用者が一部の人に限られている。

公民館の関わり

- ➤ 公民館を拠点として、各種団体や**多様な世代**が参加するコミュニティ活動を活性化

○年６回の「公民館運営審議会」と月1回の各地区代表者による「評議委員会」で公民館の課題・改善点を話し合う

○対象をしぼることなく、住民すべてのためにある公民館を目指し、様々な出会いの場を構築する

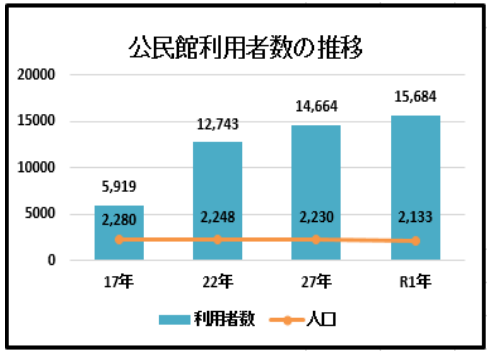

主な活動・取組

①ボランティアグループによる介護予防教室
地域のボランティアを主体として、健康チェック、体操、ものづくり、歌教室などを行う事業を週に１回開催

②地域住民による一斉ごみ拾い活動
ヤマメの稚魚の放流などを通して始めた環境保全のための啓発活動が発展し、毎年約５００人の住民が参加する一斉ごみ拾い活動として定着

ご清聴ありがとうございました。